

記入欄
設定した ID

設定したパスワード

Ⅱ 食品衛生申請等システム営業許可申請手順書

静岡県東部保健所衛生薬務課

1 ログイン

【G ビジネス ID を利用しない場合】

アカウント管理で登録したログイン ID を①に、パスワードを②に入力したら「ログイン」をクリックする。

【G ビジネス ID を利用する場合】

「G ビジネス ID でログイン」をクリックしてからログイン ID・パスワードを入力してからログインする

① 初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。

G Biz ID を利用される方は、「G Biz ID でログイン」をクリックしてください。

G Biz ID を利用される方

gBiz ID G Biz ID でログイン > **gBiz ID** G Biz ID を作成 >

G Biz ID は、1 つの ID ・パスワードで様々な行政サービス

G Biz ID を利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン [パスワードを忘れた方はこちら](#) >

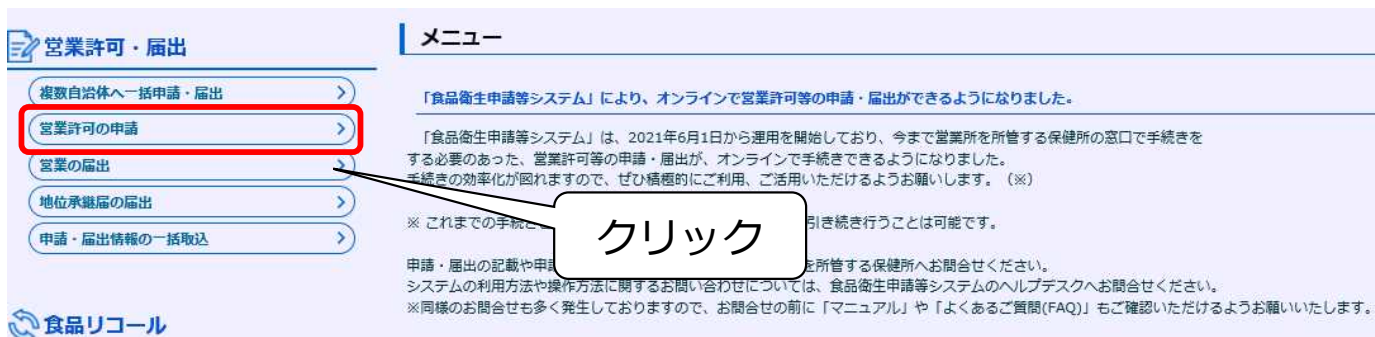
[アカウントの作成はこちら](#) >

G Biz ID を利用せずに本システムのサービスをご利用ください。

クリック

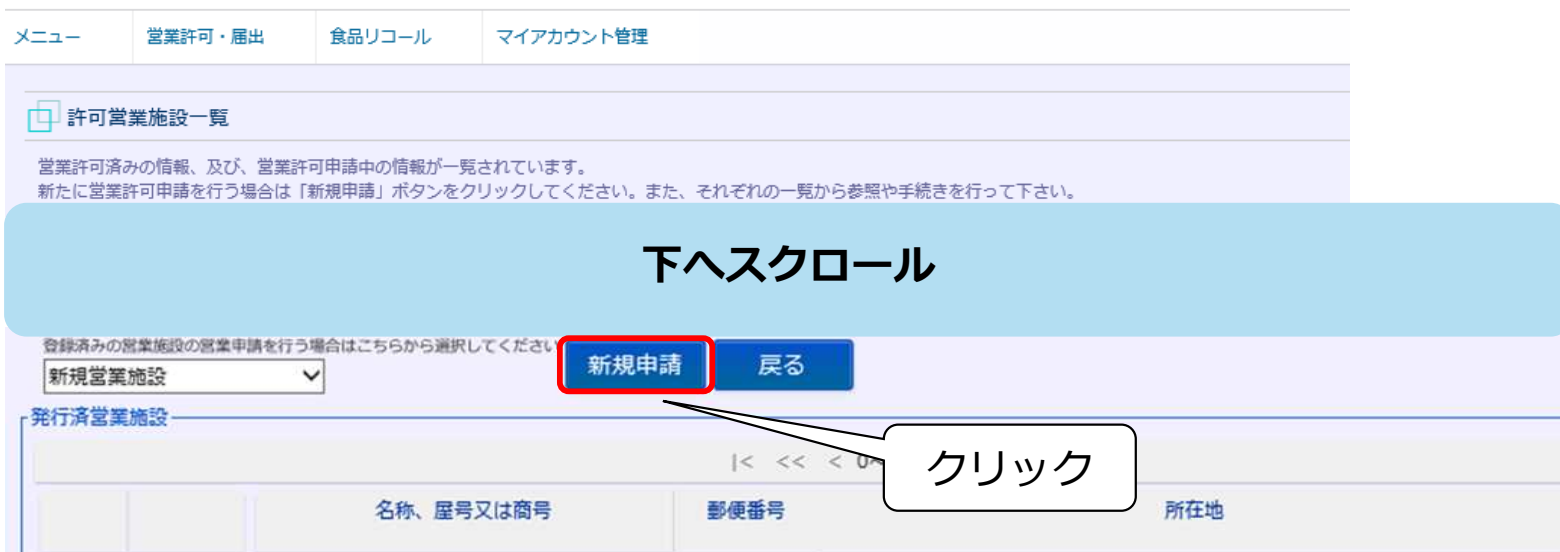
2 営業許可の許可画面

- 「メニュー」画面が表示されるので「営業許可・届出」の、「営業許可の申請」をクリックする。



3 許可営業施設一覧画面

- 「許可営業施設一覧」画面が表示されるので、画面を下へスクロールさせ、「新規申請」をクリックする。



4 許可営業施設登録画面

- 「許可営業施設登録」画面が表示されるので各項目について6～15 ページを参照の上、営業施設情報等に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。

許可営業施設登録

営業許可を取得（新規、継続、変更、廃業）する営業施設の申請を行います。
営業施設の情報を設定、営業許可対象の営業の種類を設定して「確認」ボタンをクリックしてください。

登録番号
ステータス 未申請
申請年月日 2023-05-15
確認

申請者情報

法人番号
氏名（法人の場合は法人名） 沼津 花子
フリガナ スマツハナコ
法人の代表者の氏名
フリガナ
生年月日 1980-01-01
郵便番号 4100801
住所 静岡県沼津市大字町1-1-1
電話番号 055-920-2194
ファクシミリ番号
電子メールアドレス

担当者情報

氏名 沼津花子
フリガナ スマツハナコ
電話番号

営業施設情報

名称、屋号又は商号	東部保健所衛生業務本舗	①
フリガナ	トウブホケンジョエイセイヤクムホンポ	①
郵便番号	4108543	住所検索
都道府県	静岡県	②
市区町村	沼津市	②
町域	風呂本町	②
番地等	1-3	③
マンション名称		③
電話番号		④
ファクシミリ番号		⑤
電子メールアドレス		⑥
営業車の自動車登録番号		⑦
主として取り扱う食品又は添加物	753 調理食品	⑧ 選択 クリア
主として取り扱う食品又は添加物（自由記載）		⑨
業態	焼肉	⑩
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	無	⑪
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	床選択	⑫
自動販売機の型番		⑬
施設の構造及び設備を示す図表	事業譲渡以外の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。	⑭
営業を譲り扱ったことを証する書类等	事業譲渡の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。	⑮
使用水の種類	水道水	⑯
水質検査の結果	⑳ 飲用に適する水を選択した場合は必須です。下方にある「ファイル登録」ボタンから水質検査の結果を登録してください。	⑰

アカウントの情報から自動的に入力されます。

(1) 許可営業施設登録①～⑩
(6 ページ参照)

(2) 許可営業施設登録⑪～⑰
(8 ページ参照)

営業の種類/許可情報

申請区分	営業の種類	許可番号	初回許可
新規	① 飲食店営業		

営業種類の説明
申請する「営業の種類」を設定してください。設定方法は下記を参照してください。
■追加方法：[+] ボタンをクリックします。 ■削除方法：削除対象の口をチェックして、[-] ボタンをクリックします。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名	沼津 太郎 ⑱
フリガナ	ヌマツ タロウ
資格	保健所や衛生協会等が主催した講習会を受講した場合は※を選択ください。 ⑳ 知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 ㉑
受講した講習会、資格取得年月日等	静岡県 令和5年5月5日 ㉒
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択 ㉓
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択 ㉔

衛生管理情報

衛生管理計画	有 ㉕
HACCPの取組	②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 ㉖
輸出品取扱施設	無 ㉗

施設情報

- 飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 ㉘
- ふくの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準 未確認 ㉙

営業施設基準

開示情報確認

申請者氏名	<input type="radio"/> 公開 <input checked="" type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input type="radio"/> 公開 <input checked="" type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

③①

クリック

ファイル登録後
クリック

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

(2) 許可営業施設登録⑱
(8 ページ参照)

(3) 許可営業施設登録⑲～㉙
(10 ページ参照)

(4) 許可営業施設登録⑳～㉑
(12 ページ参照)

(1) 許可営業施設登録①～⑩

- 7ページを参照の上、営業施設情報に従い入力する。

営業施設情報	
名称、屋号又は商号	東部保健所衛生薬務本舗
フリガナ	トウブホケンジョエイセイヤクムホンポ ①
郵便番号	4108543 <input type="button" value="住所検索"/>
都道府県	静岡県 ②
市区町村	沼津市
町域	高島本町
番地等	1-3 ③
マンション名等	
電話番号	④
ファクシミリ番号	⑤
電子メールアドレス	⑥
営業車の自動車登録番号	⑦
主として取り扱う食品又は添加物	753 調理食品 ⑧ <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	⑨
業態	焼肉 ⑩

「選択」をクリックすると、以下のような画面が表示されます。

日本標準商品分類の選択	
総務省で発行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。	
検索条件	
大分類	未選択
名称	〇〇〇〇
<input type="button" value="検索"/>	<input type="button" value="クリア"/> <input type="button" value="閉じる"/>
商品コードと名称	

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
① 名称、屋号又は商号	○	営業所の名称を 全角 で記入する。
フリガナ	○	営業所の名称を 全角カタカナ で入力する。
② 郵便番号	○	営業所の所在地、勤務地等の郵便番号を 半角 入力する。 (ハイフンなし)
都道府県	○	営業所の所在地、勤務地等の選択又は入力 (全角) する。
市区町村	○	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>露店形態の飲食店営業の場合</p> <p>市区町村、町域には主に営業する住所(町域まで)を入力し、番地等の項目に「県保健所管内一円」と入力してください 例：市区町村⇒沼津市、町域⇒高島本町、番地等 県保健所管内一円 ※この住所を管轄する保健所への申請になります。</p> </div>
町域	○	
③ 番地等	○	番地等を数字、漢字等を組み合わせて 全角 で入力する。
マンション名等		マンション名等をカナ、数字等を組み合わせて 全角 で入力する。
④ 電話番号		電話番号を 半角数字 で入力する。 (ハイフンあり)
⑤ ファクシミリ番号		ファクシミリ番号を 半角数字 で入力する (ハイフンあり)
⑥ 電子メールアドレス		メールアドレスに使用できる文字(半角小文字等)で入力する。 ※担当者基本情報登録と異なるメールアドレスを入力することも可能
⑦ 営業者の自動車登録番号	○	自動車営業を行っている場合は自動車登録番号を 半角 で入力する。
⑧ 主として取り扱う食品又は添加物	○	<ul style="list-style-type: none"> 「選択」をクリックすると「日本標準商品分類の選択」画面が表示される。 名称の項目に、主として取り扱う食品又は添加物を手入力する。 「検索」をクリックすると「商品コードと名称画面」が表示される。 主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードについて、「選択」をクリックする。 ※「 <u>一致する食品コードと名称は見つかりません</u> 」と表示された場合又は主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合は、 <u>14ページを参照の上</u> 、入力する。
⑨ 主として取り扱う食品又は添加物(自由記載)		14ページを参照の上、入力する。
⑩ 業態	○	事業形態を入力する。 (例：露店、自動車、給食施設、焼肉、旅館、仕出し、特別養護老人ホーム等)



(2) 許可営業施設登録①①～①⑧

- 9ページを参照の上、営業施設情報に従い入力する。

法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	無 <input type="checkbox"/> ①①
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択 <input type="checkbox"/> ①②
自動販売機の型番	<input type="text"/> ①③
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。 ①④
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目です。下方にある「ファイル登録」ボタンから登録してください。 ①⑤
使用水の種類	水道水 <input type="checkbox"/> ①⑥
水質検査の結果	①⑦飲用に適する水を選択した場合は必須です。 下方にある「ファイル登録」ボタンから水質検査の結果を登録してください。 ①⑦

クリックすると下記のような画面になります。

営業の種類/許可情報

+ -	申請区分	営業の種類	許可番号	初回許可:
<input type="checkbox"/>	新規 <input type="checkbox"/>	① 飲食店営業 ①⑧ <input type="checkbox"/>		

クリック

営業種類の説明 申請する「営業の種類」を設定してください。設定方法は下記を参照してください。
■追加方法：[+] ボタンをクリックします。■削除方法：削除対象の口をチェックして、[-] ボタンをクリックします。

- 未選択
- ① 飲食店営業
 - ② 調理機能を有する自動販売機（要許可）
 - ③ 食肉販売業
 - ④ 魚介類販売業
 - ⑤ 魚介類譲り売り営業
 - ⑥ 集乳業
 - ⑦ 乳処理業
 - ⑧ 特別牛乳搾取処理業
 - ⑨ 食肉処理業
 - ⑩ 食品の放射線照射業
 - ⑪ 菓子製造業
 - ⑫ アイスクリーム類製造業
 - ⑬ 乳製品製造業
 - ⑭ 清涼飲料水製造業
 - ⑮ 食肉製品製造業
 - ⑯ 水産製品製造業
 - ⑰ 氷雪製造業
 - ⑱ 液卵製造業
 - ⑲ 食用油脂製造業
 - ⑳ みそ又はしょうゆ製造業
 - ㉑ 酒類製造業
 - ㉒ 豆腐製造業
 - ㉓ 納豆製造業
 - ㉔ 麺類製造業
 - ㉕ そうざい製造業
 - ㉖ 複合型そうざい製造業
 - ㉗ 冷凍食品製造業
 - ㉘ 複合型冷凍食品製造業
 - ㉙ 漬物製造業
- 未選択

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
⑪ 法第 55 条第 2 項各号のいずれかに該当することの有無	○	枠外に記載してある【法第 55 条第 2 項各号】に該当しなければ、「無」を選択する。
⑫ 法第 55 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合の内容	○	⑪ が「有」場合、該当する内容を選択する。
⑬ 自動販売機の型番	○	自動販売機を取り扱っている場合は型番を 半角 で入力する。
⑭ 施設の構造及び設備を示す図面	○	15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。
⑮ 営業を譲り受けたことを証する書面等	○	15 ページ参照の上、「ファイル登録」をクリックする。※事業譲渡時に限る。
⑯ 使用水の種類	○	
⑰ 水質検査の結果	○	

【営業施設情報】		
項目名	必須項目	詳細
⑱ 営業の種類／許可情報	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左上の「+」をクリックすると、営業許可の種類を選択ができるようになる。 ・ 営業許可 32 項目の中から代表的な業種を選択する。 ・ 「-」をクリックすると、選択した営業の種類を取り消すことができる。 ※参考資料の【1 許可一覧】（P20）により営業の種類を参照することができる。

【法第 55 条第 2 項各号】

前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 二 第 59 条から第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

(3) 許可営業施設登録①⑨～⑲

- 11 ページを参照の上、食品衛生責任者・管理者情報及び衛生管理情報及び施設情報に従い入力する。

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報	
責任者氏名	沼津 太郎 ①⑨
フリガナ	ヌマツ タロウ
資格	保健所や衛生協会等が主催した講習会を受講した場合は⑩を選択ください。 ⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 ⑲
受講した講習会、資格取得年月日等	静岡県 令和5年5月5日 ⑲
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択 ⑲
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択 ⑲

衛生管理情報	
衛生管理計画	有 ⑲
HACCPの取組	⑲HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 ⑲
輸出食品取扱施設	無 ⑲

施設情報	
<input type="checkbox"/>	飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設
<input type="checkbox"/>	ふぐの処理を行う施設 ⑲
<input type="checkbox"/>	指定成分等含有食品を取り扱う施設

【食品衛生責任者又は食品衛生管理の情報】		
項目名	必須項目	詳細
食品衛生責任者	⑱ 責任者氏名	○ 食品衛生責任者の氏名を 全角 で入力する。
	フリガナ	○ 食品衛生責任者の氏名を 全角カタカナ で入力する。
	⑳ 資格	○ プルダウンの中の 10 項目の中から選択をする。 参考資料の【2 食品衛生責任者資格一覧】(P19)を参考にする。
	㉑ 受講した講習会、資格取得年月日 ※	○ 都道府県の講習会を修了した方は、都道府県名、修了年月日を入力 (例) 静岡県 R○. ○○. ○○ 調理師、製菓衛生師、栄養士等の方は、都道府県名、登録年月日を入力 (例) 静岡県 R○. ○○. ○○
食品衛生管理者	㉒ 管理者氏名	食品衛生管理者の設置が必要な施設 (P20参照) は、食品衛生管理者の氏名を 全角 で入力する。
	フリガナ	食品衛生管理者の設置が必要な施設 (P20参照) は、食品衛生管理者の氏名を 全角カタカナ で入力する。
	㉓ 資格	プルダウンの中の 13 項目の中から選択をする。 参考資料の【3 食品衛生管理者資格一覧】(P20)を参考にする。
	㉔ 受講した講習会、資格取得年月日	食品衛生管理者登録講習会に参加した際に入力する。 (例) 食品衛生管理者登録講習会 R○. ○○. ○○
	㉕ 食品等の指定	食品等の指定があった際に入力する。

※⑱食品衛生協会が実施する食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は (これから受講される方も含む)

⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 を選択してください。

②食品衛生管理者の資格を満たす者ではありません。

また、下の枠内には、都道府県、修了年月日を記入してください。



【衛生管理情報】		
項目名	必須項目	詳細
㉖ 衛生管理計画	○	衛生管理計画の有無を選択する。
㉗ HACCP の取組	○	HACCP の取組状況を選択する。
㉘ 輸出食品取扱施	○	輸出食品取扱有無を選択する。
㉙ 施設情報	○	該当する場合のみ、□にチェックを入れる。

(4) 許可営業施設登録^{③①}、^{③②}

- 13 ページを参照の上、営業施設ごとの個別基準及び開示情報確認に従い入力する。
- 各項目の入力が完了したら「確認」をクリックする。

「営業施設基準」をクリックすると、以下のような画面になる。

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準 未確認 ③①

営業施設基準

開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開 ③①

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 **確認** 削除 戻る 一時保存

営業施設基準

営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。

営業施設に共通する基準

施設基準(特定基準)

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を隔まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、食品等の飲食器具を取り扱うもの目的として設置又は増設が同一の用途に於ける場合は、この区画を設ける必要はない。

営業施設ごとの個別基準

営業の種類

施設基準(特定基準)

①飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

設定

【開示情報確認】		
項目名	必須項目	詳細
③⑩ 営業施設基準 営業施設に共通する基準 営業施設ごとの個別基準	○	<ul style="list-style-type: none"> 「営業施設基準」をクリックすると「営業施設に共通する基準」と「営業施設ごとの個別基準」が表示される。 「未選択」と表示されているプルダウンをクリックし、全ての項目について「Yes」又は「No」又は「不適用」を選択する。 全ての選択を終えたら、「設定」をクリックする。 ※「営業施設に共通する基準」は 28 個選択する。 ※「営業施設ごとの個別基準」は営業の種類によって表示されるものが異なる。

【営業施設ごとの個別基準】		
項目名	必須項目	詳細
③⑪ 申請者氏名	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
申請者住所	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設名称、屋号又は商号	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設所在地	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。
営業施設連絡先	○	公開・非公開どちらかにチェックを入れる。

【主として取り扱う食品等の一般名称と一致するコードが見つからない場合の入力】

①「許可営業施設登録」画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物」の「選択」をクリックする。

②「日本標準商品分類の選択」画面が表示されたら、「大分類」の□をクリックすると、各大分類がウィンドウで表示されるので、主として取り扱う食品等が含まれている大分類を選択する。見つからない又はわからない場合は、「その他の食料品」を選択する。

③選択した大分類の名称と一致するコードの「選択」をクリックする。

コード	名称
75	その他の食料品
751	調味料及びスープ

④下記の通り画面が表示されたら、「主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)」の項目に、主として取り扱う食品等の名称を手入力する。

例) ラーメンと手入力した場合の例示
※入力が完了したら6ページに戻り、⑩から引き続き入力する。

【ファイル登録の方法】

①「ファイル登録」をクリックする。

営業施設ごとの個別基準
営業施設ごとの個別基準 未確認

営業施設基準

開示情報確認

申請者氏名 公開 非公開

申請者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 削除 戻る 一時保存

②ファイル登録画面が表示されるので、登録するファイルの「参照」をクリックする。

許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面 参照... ファイルクリア

営業を譲り受けたことを証する書面等 参照... ファイルクリア

水質検査の結果 参照... ファイルクリア

③アップロードするファイルの選択画面が表示されるので、対象のファイルを選択し「開く」をクリックする。

※登録できるファイル形式は参考資料の『【4 ファイル形式】』（P20）を参考にする。

PC > デスクトップ > 新しいフォルダー

新しいフォルダーの検索

名前	更新日時	種類	サイズ
平面図	2023/04/13 18:00	Adobe Acrobat D...	165 KB

ファイル名(N): すべての上のファイルとフォルダを照会する

開く(O)

④ファイル登録ができれば「設定」をクリックする。

許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面 #WS-SV-V313-FSV*redirect*00223718% 参照... ファイルクリア

営業を譲り受けたことを証する書面等 参照... ファイルクリア

水質検査の結果 参照... ファイルクリア

その他必要書類①

その他必要書類②

その他必要書類③

その他必要書類④

その他必要書類⑤

備考

設定

5 入力内容を確認

- 入力内容の一覧が以下の通り画面表示されるので、入力もれ・誤記入等がないことを確認したら画面下部の「登録」をクリックする。
- 内容を修正したい場合は、「戻る」をクリックする。
- 登録されると管轄する保健所に、営業許可の登録をした旨のメールが通知される。

注意

登録前に、以下の内容について、必ず確認してください

- 申請者・届出者情報の申請者・届出者住所が、店舗の住所になっていませんか？
(店舗住所になっている場合、アカウントの修正をお願いします。)

- 食品衛生責任者の資格要件は適切ですか？

食品衛生責任者養成講習会修了者は（これから受講される方も含む）

⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者 です。

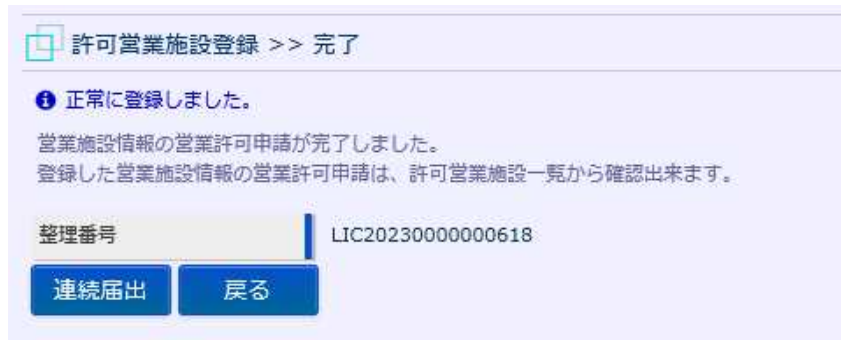
②食品衛生管理者の資格を満たす者ではありません。

- 営業施設の業態は記入されていますか？内容は適切ですか？

申請者情報	
法人番号	
氏名（法人の場合は法人名）	沼津 花子
フリガナ	ヌマツハナコ
法人の代表者の氏名	
フリガナ	
生年月日	1980-01-01
郵便番号	4100801
住所	静岡県沼津市大手町1-1-1
電話番号	055-920-2194
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

6 登録

- 登録が完了すると整理番号が発番され完了画面に移るので、「戻る」をクリックする。



許可営業施設登録 >> 完了

① 正常に登録しました。

営業施設情報の営業許可申請が完了しました。
登録した営業施設情報の営業許可申請は、許可営業施設一覧から確認出来ます。

整理番号 LIC20230000000618

連続届出 戻る

注意

以上で営業許可入力は終了ですが、完了ではありません。
申請手数料を納付し、検査を受ける必要があります。

7 申請手数料の納付

一週間以内に、以下の書類を持参し、保健所窓口に申請手数料を納付してください。

- ①申請内容（web入力後印刷、印刷できない場合は整理番号控え）
- ②申請した図面
- ③施設周辺地図
- ④食品衛生責任者の資格証
- ⑤（法人の場合）登記事項証明書
- ⑥申請手数料（静岡県収入証紙）

8 申請・届出後の注意点

- 廃業、変更が生じた場合は、必ずシステムから廃業・変更の登録をお願いします。

やり方については、当該システムに掲載されているシステム利用マニュアルの以下のページを参照してください。

- 営業の変更・廃業 : [マニュアル 第2章 P.19~]
- 登録の修正、取下げ : [マニュアル 第2章 P.25~]
- 情報の閲覧 : [マニュアル 第2章 P.27~]
- 事業者登録情報の変更 : [マニュアル 第1章 P.42~]
- パスワード失念 : [マニュアル 第1章 P.33~]
- パスワード変更 : [マニュアル 第1章 P.39~]

(Rev.1.50)

- システム入力上のご不明点は、システムヘルプデスクにお問い合わせください。

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）】

システムに関する動作・操作・仕様については下記へお問い合わせください。

電話番号 : 080-4953-0566 (代表)

メールアドレス : TDEN-fas-helpdesk@ml.toshiba.co.jp

受付時間 : 8:30~18:00 (平日)

※申請や届出に関する具体的な内容（営業の種類として何を選ぶかなど）は、保健所へお問い合わせください。

參考資料

1 営業許可業種一覧

営業許可業種		
①飲食店営業	⑫アイスクリーム製造	⑲納豆製造業
②調理機能を有する自動販売機（要許可）	⑬乳製品製造業	⑳麺類製造業
③食肉販売業	⑭清涼飲料水製造業	㉑複合型そうざい製造業
④魚介類販売業	⑮食肉製品製造業	㉒冷凍食品製造業
⑤魚介類競り売り営業	⑯水産製品製造業	㉓複合型冷凍食品製造業
⑥集乳業	⑰冰雪製造業	㉔漬物製造業
⑦乳処理業	⑱液卵製造業	㉕密封包装食品製造業
⑧特別牛乳搾取処理業	⑳食用油脂製造業	㉖食品の小分け業
⑨食肉処理業	㉑みそ又はしょうゆ製造業	㉗添加物製造業
⑩食品の放射線照射業	㉒酒類製造業	
⑪菓子製造業	㉓豆腐製造業	

2 食品衛生責任者資格一覧

資格	
①食品衛生監視員	⑥栄養士
②食品衛生管理者の資格要件を満たす者	⑦と畜場法に基づく衛生管理責任者
③調理師	⑧と畜場法に基づく作業衛生責任者
④製菓衛生師	⑨と畜場法に基づく作業衛生責任者
⑤栄養士	⑩知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者

3 食品衛生管理者資格一覧

資格	
①医師	⑧獣医学の課程を修めて卒業した者
②歯科医師	⑨畜産学の課程を修めて卒業した者
③調理師	⑩水産学の課程を修めて卒業した者
④獣医師	⑪農芸化学の課程を修めて卒業した者
⑤医学の課程を修めて卒業した者	⑫登録養成施設において所定の課程を修了した者
⑥歯学の課程を修めて卒業した者	⑬登録講習会において所定の課程を修了した者
⑦薬学の課程を修めて卒業した者	

※次の食品添加物の製造又は加工を行う施設には、食品衛生管理者を置く必要がある。

- 全粉乳（その容量が 1400 g 以下である缶に収められるものに限る。）
- 加糖粉乳
- 調整粉乳
- 食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものをいう。）
- 魚肉ハム
- 魚肉ソーセージ
- 放射線照射食品
- 食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるものに限る。）
- マーガリン
- ショートニング
- 添加物（法第 13 条第 1 項の規程により規格が定められた物に限る。）

4 ファイル形式

- 画像系ファイル（png,jpg,gif,jpeg,bmp）
- Office 系ファイル（xsl,xlsx,doc,docx,ppt,pptx）
- PDF 系ファイル（pdf）